

平成28年度第6回協働支援会議

平成29年2月10日（金）午後1時30分

本庁舎6階 第3委員会室

出席者：久塚委員、宇都木委員、関口委員、衣川委員、竹井委員、伊藤委員、高橋委員
事務局：地域コミュニティ課長、小宮山協働推進主査、勝山主任、松永主事

久塚座長 定足数を満たしていますので、きょうの会議を始めたいと思います。

事務局 支援会議に入る前に少しお時間をいただいてよろしいでしょうか。

協働事業の新宿スポーツ環境推進プロジェクトについて、平成29年度の計画変更の申し出がありました。本来計画変更ですと協働事業評価会でご了承いただくべきものなのですけれども、この時間を一時的に協働事業評価会とさせていただきます、それでご了承いただきたいと思います。

お配りしている資料の一番下のところに「新宿スポーツ環境推進プロジェクト」事業計画変更についてというものを配らせていただいております。

こちら変更の内容が書いてありまして、当初計画から変更になった部分についてご説明させていただきます。

まず1番のスポーツ体験・支援事業、こちら一番力を入れている部分なのですけれども、参加する子供たちの保護者の方にも一緒に体験できるような体制を強化していきたいということとして、参加する保護者の数の増、あと会場の定員などを考慮しまして、小・中学生の1回当たりの参加募集定員を100名から60名と変更しまして、その分、1回のイベントに参加する保護者の数を40名程度と想定した形になっております。

それから来年度につきましては、雨天等でのイベント中止となることがないように、必ず代替日を設定しまして、開催予定数は必ず実施できるように日数を確保してあるようになっております。

それから、予算額が少しふえているのですけれども、こちらは広報の回数をふやして参加者増につなげるための広報費用分のアップになっております。

次に、2番のセミナー事業なのですけれども、こちらは4カ月に1回開催するうちの1

回が食育セミナーになっておりまして、食育セミナーは使用する調理室の関係で定員を20名として実施することにさせていただきたいと思います。

それから、調理実習の材料費につきましては、参加費と別に実費負担という形に変えていきたいと思います。

3番目ですが、グローバル化促進スポーツ事業ということで、こちらは提案のときには海外キャンプが具体的な実施内容や予算額については今後検討するという内容で載せてあったのですが、検討してみましたところ費用が高額であることなどから、こちら海外キャンプの実施は取りやめることにしました。

そして、多文化交流スポーツイベントのほうなのですが、こちらのほうは外国人留学生のボランティアなどと緩いスポーツをしながらコミュニケーションを楽しむという経験をしてもらうような形にしたいということになっておりまして、レクリエーションに近い形になりますので、6カ月に1回という、年2回が妥当だろうということで回数の変更になっております。

それから、スポーツ指導者や保護者の方も含めた参加予定者ということで、初めの設定の100名から50名に変えているのですが、こちらはなぜ減っているかという点、外国人ボランティアの方にたくさん出てくださいということで、全体の人数を100名ぐらいにするために募集人数を50名と変更しております。

変更内容は以上となります。

久塚座長 多分原理原則のほうから発言があらうかと思う。採択したとき自分は結構いかなと思ったのに、これがなくなってしまうとみたいな発言が当然あると思うのですが、けれども。

関口委員 私はむしろ変更賛成で、海外クラブのキャンプ事業とかは私も採択した当時、本当にやるのかなという気はしていたので、現実的なラインとしてそれに労力を割くのだったら、やっぱりそもそも海外に行かなくて、新宿区にはいっぱい多国籍の方がいらっしゃるわけなので、そういった方々と交流したほうがよっぽどいいだろうという点からすると、妥当な計画変更なのではないかなと思いました。

久塚座長 当初の、ちょっと派手さが見えるようなところからすごく地道なところに、具体的ところに力を入れるようなシフトに見えるのですが、けれども。

宇都木委員 これは人数変更というのは、今までやってみて計画したとおりになかなかうまくいかないから縮小しようという、数を減らしようという趣旨なのですか。

事務局 というよりは保護者を増やしたり、あとは外国人の留学生を増やしたりという形で、総体的にはそれほど変わらない人数でやる予定になっています。

衣川委員 実際にイベントを見てみて、保護者がうろうろしていてもったいないなというふうに思ったところをこちらからもお話ししたことも考えていただいたのかなということも感じていますので、よかったかなというふうには思います。

久塚座長 確かに1回目の評価のとき、あのときは周りに保護者の方がうろうろいて、時間をどう使うのかなみたいな感じで。いろんなことをお話を受けとめてくれたのかなというところがあります。

宇都木委員 いいのを全部出しておいて、ちょっと無理だから縮小しましょうというのは、これはある意味では反則。だから、それが合理的な理由かどうかというのがやっぱりないと、計画が今度また3年目になったらまた変えますなんていう話になったら困ります。

久塚座長 だから、先に進めていく段階で変わったところを量的な説明ではなくて、この事業がねらっているものとの関係でこういうふうにしたほうがよかろうというふうを考えてこうしたという説明がついて、それを実践していくというふうにやらないとコロコロ変わってしまうので、それはこの団体にヒアリングなりを行う機会、あるいは視察を行う機会に話をするということをしてできればいいと思います。

伊藤委員 3番のところのグローバル化促進スポーツ事業の参加予定者、これが最初、区内在住の小・中学生が100名だったのが、参加予定者が区内在住の小・中学生、スポーツ指導者及び保護者50名となっているのだけれども、これ区分けを出しておいてもらわないと、保護者だけだったりすると、小・中学生いなかったよとなると困るから。

久塚座長 内訳がわかるようにというか、新宿スポーツ環境推進プロジェクトということで、主には当初から小・中学生などをねらいながらということだったので、その事業に合うような形で実数がわかるように出していただけますかと。

宇都木委員 こっちのほうがより目的が達せられるというふうに、やってみて体験したからここはこう変えましたなんて、そういう積極的な理由ではないと、これ、人数を減らすだけの話だ。

久塚座長 変更についてというのは基本了承のだけれども、1枚目の下の変更理由のところ申請した事業内容、あるいはそれを貫く基本的な考え方との関係で、より積極的なプラスのほうで質的な変更をしたというふうにしてほしい、という要望が出ましたということ伝えていただけませんか。

もう一つは3年目はなしというか、その分、この変更で行ってくださいと。

最後、評価のところ、やっぱりきちんと実績評価を出すときに、それも説明が必要になる可能性がありますよということで、認められたらそれでいいということになりますから。

よろしいですか。

各委員 はい。

久塚座長 では、評価会を閉じまして、次に協働支援会議に戻したいと思います。

では、資料を使ってお願いします。

事務局 それでは、資料の説明をさせていただきます。まず、資料の1として助成申請における他の助成との重複申請について。

資料2に平成29年度協働推進基金NPO活動資金助成スケジュール表の案。

資料の3として、平成29年度協働推進基金NPO活動資金助成実施要領兼手引きの案。

資料4として、新たな支援制度に向けて。

資料5として、主な助成制度概要。

資料6として、支援の仕組みの検討方法について。

参考資料1として、東京都内区市町村におけるNPO等の支援・協働に関する施策の実施状況。

参考資料2として、協働推進基金推移をお配りしております。

それでは、次第のほうの平成29年度「協働推進基金」NPO活動資金助成についてご説明させていただきます。

まず、来年度実施に当たりまして、一つ事務局のほうからご検討いただきたいことがありまして、そちらについて資料1のほうを用いましてご説明させていただきます。

助成申請におけるほかの助成との重複申請についてということで、検討事項としまして、NPO活動資金助成につきましては、新宿区または区の外郭団体等で共催で行う事業や、区の外郭団体から助成を受けている事業は対象とならないとしておりますが、ほかの課題別基金などの充実に伴いまして、重複の申請を検討する団体も出てきていることから、そういった場合の重複申請の取り扱いについてご検討いただきたいと思っております。

2番のほうで、問題点としまして、重複申請を認めない場合と認める場合で場合分けさせていただきました。初めに重複申請を認めない場合のほうですと、他の助成金に申請することができなくなり、団体にとって助成を受けられる可能性が少なくなるという課題が

あります。

次に、重複申請を認める場合につきましては、重複した申請がどちらも採択となった場合には、基本的に他の助成も重複助成というものは認められないため、一方の助成を辞退することになりますので、辞退したほうの助成の事業の執行残。本来助成すべきであった金額が残ってしまうというようなデメリットというものがあります。

また、重複助成が生じないように他課や他団体と情報共有が必要になってきます。

ご検討いただきたいところはそちらのほうなのですけれども、3番のほうにその他の留意事項としまして、他の助成の状況を記載させていただいております。①の高齢者福祉活動基金助成のほうですと、申請は6月になっていまして、大体決定が8月ごろになっています。

障害者福祉活動基金助成や子ども未来基金助成の場合は申請が4月、決定が6月ごろを予定しているそうです。また、NPO活動資金助成につきましても4月申請になっていますけれども、予定ですと6月の中旬決定にはなっているのですが、例年ですと5月の末までには決定している流れとなっておりまして、他の助成に比べて一番早い流れになっています。

(2) としまして重複申請の可能性についてとしまして、今ご説明させていただきました①から③の助成につきましては、ある程度対象が限定されているため、それぞれの助成自体の重複というのはあまり想定されなくて、NPO活動資金助成のみ重複の可能性があるので、基本的に重複申請については認めているようになっているそうです。

NPO活動資金助成につきましては、基本的にそれぞれの助成と対象が重複していることもあり、ほかの助成に比べて重複申請のほうの可能性が高いような状況になっています。基本的にはどの助成につきましても重複助成というものは認めていないような状況になっております。

以上簡単にご説明させていただきましたが、この重複申請の取り扱いについてご検討いただければと思います。

久塚座長 基本的なパターンは、申請は当然認めていいだろうと。だけど、重複はだめだよという形になるのだらうと思いますが、そうはいつでも申請を認めただけでも、2の(2)にあるようにちょっと課題というか、現実的な問題が出てくるので、原理原則からいうと本当は異なった事業についての申請なので、両方とももらえるというところまで広げていいじゃないかみたいな話が出るのだけれども、ここではもう新宿区の制度として認

められないということ。

原案が特にあるわけではないのですけれども、申請を認めないというのもちょっと変だなと私は思うのですが。

申請を認めた場合、重複した申請はどちらか採択になった場合に重複助成が認められないので一方を辞退。これは選べるのですか。

事務局 基本的にはNPO活動資金助成が一番早く決定するので決定した時点でほかに申請しているものは辞退していただくような流れにはしたいと思います。

久塚座長 では、内部調整が必要だというときにかなりきちんとやっておかないと、こちらのほうで一度決まったけれども、欠格条項とかは別にないけれども、そういうのが出てきてしまって、両方だめとならないようにしておかないといけませんね。

宇都木委員 それぞれの助成をしているところは、みんな条例か何かで実施要綱ができていますでしょうか？

その中に同一内容で複数に助成は認めないというところが入っているところはないの？

申請するということは認められるかもしれない。だから、申請ができないというのと、申請はできても認めないというのとはちょっと違う。同一内容で三つのところに助成したら、どこかが一つ当たったらそれはそれでいいけれども、二つ当たってしまったら片っ方はだめですよというのだったら、それは同一内容は認めないといったほうが、それはやり方としてはオーソドックスなのじゃないの？

久塚座長 申請という手続はしていいけれども、結論として二つ出たらそのうちの1本になりますよということを原案として出そうとしているわけです。

宇都木委員 例えばNPO活動助成資金の要綱では、申請はどこへ何ぼやっても構いませんよというのが仮にあったとする。ほかのところは一つしか申請は認めませんと、ほかに出しているところはだめですよというところがあるかもしれないでしょう。そこは新宿区としてはその調整する必要はないの？

事務局 基本的には、申請自体だめというのはないのです。

宇都木委員 そうするとそれが妥当かどうかというのは、他に申請しているかどうかは関係なく、よければ認めてしまうわけですか。

だけど、実際には二つ重なってしまったから、どちらかだめですよこうなる。

久塚座長 そうなるので、それを今まで事実上どうやっていたかというのと、あまりそれを事務局以外は気にせずに決定するのをしただけで、結果的にほかのところに重なって

いたらどこかが我慢していましたよということが事実として推移していた。

今までこれルール化されていなかった？

事務局 ちょうど子ども未来基金というのが今年度できた関係で、団体さんから相談を受けるケースというのが出てきまして、そういった場合の取り扱いというのが具体的に決められていなかったというところもあったかと思います。

久塚座長 相談が出てきたときにいいですよと答えるしかないのじゃないの？

宇都木さんが言うみたいに、もうそれはここで決めて、ほかのところでもう出した、いいですよと新宿区さんは言ったと。で、後は先にどこかに食われてしまってここが空になってしまったと。でも、仕方がないねということ以外に、仕方がないのではないですかという気がするのだけれども。

宇都木委員 それぞれにみんな書いておかないといけないわけだ、重複して申請しても構わないけれども、どこかが決まったら他は辞退していただきますと。

関口委員 だから、重複申請はそもそもどこでも禁止はされていないという、現実として。ただ、重複助成はどこも認めていない。そういうことなのです。

久塚座長 一つ一つの募集要綱にもそういうふうに行っていると思うので、もう1回確認して、部署間で調整をお願いします。

事務局 そうですね。基本的には申請は認めるというところで、あとは申請の様式のほうにもほかの助成の申請の状況というところが記載してありますので、そこはきっちり申請の段階で書いていただくようにさせていただきます。

あと他課、他団体との間で事務局のほうでしっかり連絡調整させていただくということで、基本的には申請は認めるという方向でよろしいでしょうか。

各委員 はい。

久塚座長 これがもうちょっと話が広がってくると、同一団体という場合と、同一団体なのだけれども、提案事業が違うというような場合にどう見るかというのは先の議題だよな？

事務局 基本的には、団体助成ではなく事業助成となっているところです。

久塚座長 そうすると、これダブルでというのは、むしろ指導としては出す相手方が違うので、同じ書面を使わないでくださいみたいな発想になるのじゃないの？同じ書面じゃなかったら別にダブルでも。

関口委員 いや、団体側の工夫としては当然全く同じ事業で申請しないでちょっと分け

るという工夫をしたいと思います、実務的には。

久塚座長 工夫というか、それは基本でしょう。相手方が違うのだから、そこに合った書類しかつけれないでしょう。

関口委員 まあ、それはそう思います。だから、同一とはどういうふうに、どこまで似ていたら同一かというのは非常に難しいので。

高橋委員 結構社協なんかこのNPOの申請に来たものでも、社協の地域支え合い助成という事業があるのですけれども、重複して出しているところが結構あるのです。

文章のつくり方は違います。ただ、例えばこども食堂を立ち上げましょうとか、そういったもので同じような助成対象としているものが違う場合もあるのです。たまたま採択されるような形のものではなかったですけれども、ですから要するに事業の中身が同じであれば、要するに対象事業が同じであれば、二重にその事業も変わってしまうし、二重にもらう話になってしまうではないですか。それはどう考えてもだめだと思うのですが。

久塚座長 そういった細かいところは、もうこの委員会の権限を越えているわけじゃないですか。この委員会は申請に上がったものを採択するかどうかの話で、最終的には重複等については事務局を含めた新宿区が、ということによろしいでしょうか。

各委員 はい。

事務局 では、続きまして、来年度の具体的なスケジュールのほうを資料2と資料3のほうを用いましてご説明させていただきます。

初めにスケジュールのほうを資料2のほうでご説明させていただきます。来年度の実施に当たりまして、広報のほうを3月15日『広報しんじゅく』のほうで募集等の情報を提供させていただきます。

また、3月の上旬からは区の登録NPOの方々たちには、メール等で周知させていただきます。

あと伊藤委員と関口委員のほうに講演会のほうをお願いさせていただきます。

例年ですと講演会と説明会を別日程で開催させていただいておりましたが、今年度につきましては同日の開催で進めさせていただこうかと思っております。伊藤委員のほうは3月22日、関口委員のほうは3月23日のほうに講演会のほうをお願いさせていただいております。講演会終了後に事務局のほうで手引きを用いまして説明会のほうを団体向けにさせていただきます。

続きまして、4月に入りまして1日、2日が土・日になっておりますので、3日から申

申請期間を設けまして、実日数ですと7日間、例年どおりと同じになっておりますが、3日から11日まで申請期間を設けさせていただきたく予定です。

申請書につきましては、事務局のほうで集計・集約させていただきまして、4月14日ごろに委員の皆様のほうに送付させていただきたく予定となっております。

また、こちらのスケジュール表のほうですと支援会議のほうの日程が中旬、下旬と空白になっておりますが、追加の資料でお配りさせていただきました支援会議開催予定というこのペラ1枚のほうに、一応予定というところで進めさせていただきますと、第1回の支援会議のほうが同じく4月14日の午前中を予定しております。こちらのほうで申請の状況ですとか、申請に当たっての事前の注意事項等を事務局のほうからご説明させていただきます。

続きまして、第2回の支援会議のほうが4月21日、こちら金曜日の午前中を予定しておりますが、こちらで申請書類等をお目通しいただきまして、審査に当たっての事前協議という場にさせていただきたいと思っております。

事前協議を踏まえまして5月7日、日曜日までに一次審査のほうの採点表のほうを事務局のほうまでお送りいただきたいと思いますと思っております。それを踏まえまして第3回の支援会議、こちらは5月12日を予定しておりますけれども、そちらのほうで一次審査を予定しております。一次審査を通過した団体につきましては二次審査、こちらは例年公開プレゼンテーションという方法で行っておりますが、こちらにつきましては5月26日、第3回から2週間後です。こちらのほうで助成団体のほうを決定をさせていただきまして、区のほうで助成決定のほうを最終的に決定しまして、事業を執行していただくような予定となっております。

助成事業につきましては、事業実績報告書につきましては事業終了後2カ月以内、こちら例年と変わっておりませんが、事業終了後2カ月以内に事務局のほうにご提出いただくような流れとなっております。

また、3月末の事業につきましては、最終期限を4月13日までとさせていただいております。

以上、簡単ではありますが、スケジュールのほうをご説明させていただきました。

続きまして、資料3のほうを用いまして手引きのほうをご説明させていただきたいと思っております。こちらの手引きなのですが、基本的には例年と変更箇所はない内容となっております。修正した内容につきましては網かけで表示してありますが、基本的に日付の

修正のほうと、あと我々の部署の名称が変更となりましたので、そちらのほうで修正となっているような内容となっております。

簡単に中身のほうをご説明させていただきます。1枚おめくりいただきまして目次がございまして、1ページのほうに協働推進基金とNPO活動資金助成、それぞれの概要と目的のほうを記載させていただいております。

続きまして、2ページのほうに助成の基本方針、こちらのほう、どのような事業が対象になるかとか、そのようなものが記載してあります。

3ページのほうに助成の流れのほうになりまして、こちらのほうに今、一次審査の日程とかが黒丸になっておりますけれども、今ご説明させていただいた日付を具体的に記載させていただく予定となっております。

続きまして、4ページのほう、助成の種類と審査基準になります。こちらNPO活動資金助成と新事業立上げ助成、2種類設けておりますが、こちらについても例年どおりと変更は予定されていません。あと助成総額につきましても300万円を予定しております、こちらは区の計画事業の予算額となっております、変更はない予定となっております。

続きまして、5ページのほうから申請の方法ですとか、助成金を受け取った場合の取消しとか返還とかそのような注意事項のほうを記載させていただいております。

6ページにつきましても助成事業における注意点ですとか、区のほうでの支援の取り組みなどを記載させていただいております。

7ページのほうで助成を申請するに当たって区の登録NPOとなる条件がございまして、そちらのほうの手続について記載させていただいております。

あと9ページ以降なのですけれども、具体的に申請や区の登録NPOになるに当たっての申請の様式ですとか、そのような参考資料を掲載させていただいておりますが、中身については基本的に変更はございません。

あと、最後に25ページ、一番最後のページですけれども、こちらのほうに助成の実績のほうを掲載させていただいております。基本的なつくりにつきましては、例年と変更はございませんが、本日の会議ではこちらの手引きのほうと助成の内容についてを確定させていただきたいと思っております。

久塚座長 この中で重複のことはどこか書いてあった？結果的に片一方になったらだめになるところ。

事務局 2ページの助成の基本方針のところの上段の米印のところ。米印のところ

で「なお、新宿区または区の外郭団体等で共催で行う事業及び新宿区または区の外郭団体から助成を受けている事業は対象となりません」と。

久塚座長 事業を含む、結構難しいね、事業はといわれたら一体何のことかと。助成を受けている事業だね。これでわかるかね、さっきの重複が。

事務局 基本的には重複の受給はできないというところはあるので、そのようなところは申請に当たっては事務局のほうに、窓口の申請になっていますので、ちょっとそちらで確認させていただくような形をとらせていただきたいと思います。

久塚座長 どこかに重複の申請を含めて問い合わせがある場合にはみたいなのを出しているといいのではないの。積極的に思い立ったところは質問してくるだろうけれども、それがわからなくてウロウロしているところもあるかもしれないので、申請の重複や助成の重複などについて何か聞きたい場合はというのは、その質問の一環でこう書くより前のところに何か入れてあげたほうが親切じゃないかと思う。

この書き方はやっぱり事業というやり方なので、もう外部、助成を受けている事業が対象とならないということ、この米印が重複の意味ですよ？

だから、1個もらっていたらという事業なので、別事業を含めて質問が何かあるかもしれないから、それを逆に言うところの申請のところの数を多くしたり、これからのことをどうするのかということを考える材料に使えるので、何か書きようがあれば工夫していただければ、もうそれでお任せするので。

事務局 はい。

久塚座長 では、書類づくりをお願いしておきます。

事務局 そうしましたら、資料の4と5をもとにご説明させていただきます。前回、新宿区における協働の取り組みについて区における位置づけ、具体的な取り組み、実績と課題、それから今後の支援の方針や具体的な手法の案をお示しさせていただきました。その際、ほかの基金がどのようなものかを具体的に示してほしいとのご意見をいただきましたので、本日は新宿区の課題別基金の状況についてご説明させていただきたいと思います。

資料5をごらんください。横長のA3版の資料になります。こちら初めに課題別基金による助成制度ですが、高齢者福祉活動事業助成、障害者福祉活動事業助成、子ども未来基金助成と三つがあります。高齢者、障害者、子供を対象とした事業とそれぞれ対象事業は限定されていますが、NPO活動資金助成でも実績のあるテラ・ガーデン新宿や新宿区ウ

オーキング協会など実際に助成を受けて活動されている実績があります。

次に、基金による助成ではありませんが、消費者生活に関する活動を助成する消費者活動促進等事業助成もあり、こちらは実績としてNPO法人はありませんが、申請可能な制度となっています。

また、一番右側には区民プロデュース支援事業を載せております。こちらは区の外郭団体である新宿未来創造財団で行われている助成制度です。対象は広く区民を対象としたNPO活動の多くが該当するものとなっています。金額としては比較的小さいものですが、テラ・ガーデン新宿、市民の芸術活動推進委員会が助成を受けた実績があります。

最後に、右から3番目の地域協働事業助成について、こちらは資料4の3の区における助成制度の動向の平成30年度の記載に関連してきますが、今後まちづくり活動支援助成と統合し、地域課題の解決を目的とした事業へと移行することを検討しています。

実績として同じく市民の芸術活動推進委員会が助成を受けたことがあります。現在の出張所単位で30万円の助成から200万円の助成規模とすることを検討しておりまして、NPO法人についても大いに活用していただけるものになるかと思えます。

以上、簡単に資料5についてご説明させていただきましたが、新宿区につきましてもNPOが申請可能な助成制度がふえてきたこと。実績として他の助成にも申請されているケースがあることがおわかりいただけたかと思えます。

それから、前回の繰り返しとなりますが民間の支援も充実してきたこと、協働推進基金の開設当初はNPO法人の数も少なく、まだ一般にNPOが知られていなかった中で、区民の協働支援基金への寄附を通じて区が助成を行うこととしていたのがNPO活動資金助成なのですけれども、現在はNPOセンターでクラウドファンディング講座やファンドレイジング講座も行われていますように、NPOがみずから資金を調達する方法もできています。

資金助成と協働事業提案制度を発展的に統合し、資金助成の社会貢献活動の担い手育成という意義を引き継いで、これまでの課題も解決していけるような支援の仕組みをつくっていきたいと考えています。

久塚座長 今基金自体が1,000万ちょっと残があるので、このまま回していくと区が100万、基金が200万で上限300万で回していくというのがマックスなところで、だから200万崩していくと5年なのだけれども、そういう消え方ではなくて来年度、再来年度からの総合計画を含めて、来年度はこの助成は行いますが、それ以降どうしようか

ということで今説明があったことが考えるための諸要素、諸条件ということになります。

前回はいろいろ議論してもらったのですけれども、いきなりなしという形ではない方法を考えてみてはどうか。あるいは、そうするに持っていくにしても、きちんと説明を続けていくことが必要ではないかというような議論があつて。

大きいのは28年度の子ども未来基金、それからその後の30年度のちょっと規模が大きいのが、これは地区協議会などが対象になっていく。個別のテーマ、こちらが平成16年からだったと思いますが、こういうのをつくって、それ以前からあったものなどをこう見ていくと、当初の協働推進基金、NPO活動資金助成というものが持っていたそれぞれの事業に対して助成はしますけれども、むしろNPO、市民団体の活動というものを推進するようなテーマにとらわれずに、むしろその活動を助成する、頑張っていていただくというところにもう一度目を向けるとするならば、この個別のもの、テーマ別とはぶつからないような形にはなる。

だから、そのためには今までのやり方とはちょっと変えるというか、要するに活動自体をというところにウエートを置いたようなものをねらっていくようなことも考えられるのかなというふうに私自身は考えております。

今までもずっと十数年続いたこれでは、ちょっと資金的にもですけれども、見直しをしてもいい時期にきているのかなというような考えを私自身は持っております。きょう結論を出すということではなくてもまだ大丈夫ですけれども、方向性は見定めておく必要があるのです。

伊藤委員 全体的に考えたときに今までこの助成金、協働事業をやってきた。協働、NPOの助成金だとか初期、ここの協働支援会議というか支援で目標としたところ、行政と区民ないしは区民団体が一緒に何かをやって区民のためになり、それで意識改革ができたとか、そういうところのレビューをしておかないといけないと思う。

そこがうまくいっていないというのなら完全に何か考えないといけないし、うまくいったのなら、ではどうして次の段階に進むのか。うまくいったのだけれども、形としてこういうものがなかったから、こういうものを入れていかないといけないねと、新しい組織体をつくるということを考えないといけないと思う。

今後もしこういう形のものには絶対必要だとなったときに、先ほど言ったようにどんな形のもを今までの中に加えるのか。それと全く最初そういうのを抜きにして新しくここを考えてみるのか。それがスタートになってしまうと思うのだ。

久塚座長 予算の関係でもう目の前にということなのだけれども、やっぱり委員会に投げかけられているのは、今までのことをどう踏まえますかということと、周りにこういうのができてきたことを踏まえて、では対応策として何か考えてみませんかということが投げかけられたと。

いずれにしても前提としては、先を何か書くのではなくて、これが果たした役割みたいなことを書かなければいけない。もう一遍原点に戻って助成差し上げているのは個別の事業なのだけれども、その中身としては協働というところをねらった観点で私たち審査をしたし、結論を出したわけです。やっていることはいいことだけれども、協働から見てどうなのと常に言ってきたので、もう一遍そっちに戻すような形の見方ができるようなことがもし可能だったらやったほうがいいし、いきなりそうではなくて、やっぱり今伊藤さんが言ったみたいに周りの状況との関係で、そこをどういうふうに私たちが踏まえるかというのを書かないと、次の10年のところなんか書けないと思う。

だから、次の10年の計画の中で何を協働という項目の中でとか、地域づくりという項目の中で書き込むかという作業になってくると思いますから。

関口委員 重複してそもそももらっているのもあれば、多分この協働推進基金をもらった後はその次の助成金、助成金と助成金を渡りみたいなのという団体もあるのだろうなというふうなことが推測できるような内容なので、それはそれで思いつつ、テーマ別基金の充実は確かに私もそれは事実として充実してきていることは否定はしないですが、とはいえ、ではアート分野があるのかとか、ほかにも情報化推進があるのかとか、充実してきているとはいえ、包括的に拾えるものではとてもないので。NPO法の分野で言えば20分野、社会貢献活動の分野がありますけれども。

久塚座長 特にさっきの重複のところではないのですけれども、うちが消えたらもうゼロになるよみたいな話ではないこともある。だけど、今、関口委員が発言されたみたいに、個別のができたけれども、どこにも当てはまらないような協働というのはどこに行くのだろうかとなると、前回課長さんがおっしゃったように2,000万というのができてしまったというかなり大きな話で、あれが議会を含めてどういう形で、このような委員会でやるかどうかは別として、どういうふうに流れていくのかによって、違った様子になってくるのです。

だから、やっぱりこの委員会やこの基金の制度が果たした役割というのをもう一度見ないと、金額ありきでできたからということになってしまうと、やっぱりもったいないとい

うより、せっかくつくったものとなる可能性もないわけではないです。

そうなってくると協働支援会議という大もとのところに戻って、そもそも協働というのは何なんだろうというところから踏まえた議論で踏ん張って、それでその具体的な場、応用編としてこの助成基金の制度をそれとの関係でどう位置づけるのかと、これからどうするのか。

その中にはほかの助成を踏まえた位置づけというのを当然考えなければいけない。それが総合計画というか、比較的長い期間を設けた計画の中に盛り込めるようになるのではないですか。

だから、むしろ次の10年のここを出す、このバージョンのところはかなり力になるというか、総論的なしっかりしたものが必要になるのだろうとは思いますが。

私は結論からいうとこの具体的なものは継続でも、なくなってもどっちでもいいと、変な言い方をすると。この精神みたいなのをつくったところは、ほかのところで生きてくれば、協働というのは生きてくれば、確保できればそれでいいと思うのだけれども、そこでもう一遍一からやるのはかなりきつい仕事になるので、例えば平成30年度地域協働事業助成及びまちづくり活動支援助成の統合とこう書いてある。こういうところでここが議論してきたことがグーッと前に出ていくと、それはそれでここが役割を果たしたと、縮小していることはここがやる。その保証は僕らの手を離れるわけですけれども。

来年度、4月以降にこれをめぐって議論するのと、2年、3年後見直し、4年後見直しというのを、その大きいのを10年間のをつくった後の見直しの期間までの中で、例えば基金を食いつぶして、言葉は悪いけれども、あと100万ずつ入れて5年はもつというようなときでも、100万の予算申請が通っていかないとこれはいけないので、10年間でこれをどう位置づけるかというしっかりしたものが必要なわけです。

そうしたときに消えてなくなるみたいな話ではないもの、あるいはお金が縮小してもできるような10年間の、何でも予算ありきでない形での総合計画バージョンみたいなのができればいいなとは思いますが。

宇都木委員 新宿区がどういう政策をつくるのかということにうんとかかわってくると思うのだ。それで、助成金のももとの性格は政策誘導でしょうから、こういうことをやりたい。それが定着したら今度はもう新宿区の提案事業としてやっても心配ないと。それを担うのがもう市民だ、そういう組織ができて、できるようになったということで、そっちへどんどん移行していけば。

この助成制度というのを有効活用してこれからも続ける。しかし、その場合にこういう分野とこういう分野はまだ新宿区としては弱いので、そういうところに特定してやりましようという、新宿区が方針を決定すれば、それをどう具体化するかということをやればよいと思うのだ。

だから、そのこのところの大もとが新宿区としてどうするのか。それをここにゆだねるといふのだとしたら、もともとから今までの制度がよかったのか、悪かったのかというところから議論し始めないと、あまり生産的ではないなというふうに思うのだ。

だから、区のほうはどっちを選択しようとしているのか。もう新しい基本計画のつくりの中に助成金制度というのはいかにあるべきだということの方針を決めて、それを具体化するために議論してもらえませんかという議論の投げ方ならそれはそれでいいし、それをつくるのにその基礎材料として区民に議論してみてもらってみませんかというならそれはそれでやってもいいと思うのだけれども、そのこのところはやっぱり区の姿勢だろうと思うのです。

地域コミュニティ課長 現時点ではどちらかというといろいろなご意見をいただければと思っています。課題別の基金がいろいろ出てきて、事業は違いますが重複して補助を受けているNPOも結構いらっしゃいます。一方でそこですくい切れない事業分野もありますし、それでまた30年度から始めたいと考えているその2,000万の事業も、その地域ごとでその地区協議会と町会の方が審査員になって、その自分たちの団体以外のものとかを審査していくという方法ですので、いわゆる審査基準という部分でいくと多分ここほど厳しくはない。

協働推進基金の目的としている部分の役目は、決して終わったとは思っていません。課題別基金ができて、一方でその基準が緩いものでいろいろな活動が支援されているという部分があったとしても、この役目が終わったとは考えていません。

一方で基金残高は減少していく中で、ではそうするとどう位置づけていくのかということ、ちょっともう一度見直す必要があるだろう。その部分についてご意見をいただければというのが一つ。

それとあと提案事業のほう、今の計画事業で1年に2事業採択して1事業330万という予算のフレーム、計画期間を持っています。採択されなければ使わないのですけれども、そうすると1年に2事業採択していくと、最大で単年度で約2,000万の予算フレームが今確保されている。ただ、採択数が少なかったり、実際に330万使わない事業が

ありますので、そこはまた複雑なのですが、少なくともその部分については次の実行計画でどうするかということは区としては考えなければいけない。

そうすると提案事業の部分だけ例えばまるっきりやめます、ここだけ残しますという部分をやっていくと、そもそも協働は何だということから多分議論が始まります。

久塚座長 具体的にお金を助成するということがあったのだけれども、理念的には協働を支援する、つくり上げていくということにずっとかかわってきた。それとの関係で提案を出して提案型のものが採択されて動き出した。

だから、両方をこの協働という形でどう位置づけるのかということ。具体的なバージョンとして両制度をそこから光を当てたときにどういうものとして位置づけられるのかということを中心に整理をすると。

そのことが他の助成との関係でどういう相対的な位置づけにあるのかということになってくるわけです。その総論的な考え方と予算の縛り、こちらの側と330万の仕組みの違いを踏まえて考えなければいけないということになってくる。

宇都木委員 だから、今の提案事業が市民参加協働という事業を、積極的に新宿区の行政の方針として進めるから、その一つとしてその団体に提案してもらって一緒にやりましょうという、そういう政策選択したのだから、それはそれでそれがどこまでいくかは別にしても、まだ必要なら必要でそれは予算もつけるだろうし、事業として進めると思うのです。

今度の助成のほうもまだそういう事業助成をすることによって新宿区が目指す方向というものがそれによって促進されるとか、あるいはその方向、新宿区が考えている基本的な方向というのを定着させたいとかいうことの必要性が本当にあるというのなら、私は本来予算でやるべきだと思うのです。基金があるからやりましょう、なくなってしまったらやめましょうというものではないのだと思うのだ。

だから、そのところが基金に頼るのか、もともとのその事業を優先するのかということころは、やっぱり少し議論しないと、いずれどこかで行き着いてしまいますよ。基金で言えるのは無制限に基金が毎年この中から出てくるというのなら別だけれども、そうではなくて今みたいに寄附に頼っているとということになれば、なかなか思うようにいかないと思うのです。ましてやゼロ金利で預金しておけばふえるなんていう話ではないのだから。

久塚座長 うん、そうはいつでもその基金というのも、新宿区がこういうのをやりたいというからできてきたわけですから、当初新宿区の独自の予算と基金というのは、こうい

うことをやりたいということの案分みたいながあって、だから担当課としてもなくなるからということを出しているけれども、それは現実問題としてそうなのだ。

それを条件に使うかどうかだけでも、協働支援のこのセクションは何らかの形でこの今までやってきた助成事業というものを有効に活用する役割があるとしたら続けたいと思っているのではないかなと思うのです。

それが一体何なのかというのがよく見えないというか、だんだん周りに出てくると独自性というのが見えなくなっていて、なくてもいいのではないという意見にも非常に説得力があるような感じがするわけですが、そのときに私たちに自由に議論してくださいと言われてはいるけれども、何を議論するのですかという話に、大もとに戻るわけ。必要性があるということについて、何かうまい知恵を貸してくださいと言われてはいるのか、それもよくわからないので新宿区はどうしたいのかと。

地域コミュニティ課長 事務局側としてはこの協働の仕組みというのは存続させたいと思っています。

久塚座長 この助成事業というのは仕組みの中の一部、具体的なバージョンという意味でしょう。だから、やっぱり仕組みはもう時代が変わってもいろんなやり方でこの仕組みというのは大事にやらなければいけないので、新しい役割を模索するのかがどうなのかはわからないけれども、みんなでこの具体的なバージョンとしての50万上限というやつをどうするかということで、存続させるかどうかというのはもう具体的な話なので、そのさせなくても協働というのをどう考えるかという委員会なのでそれを考えましょうということ。

宇都木委員 だから、今、課長さんが言うようにやっぱりこういうのは残しておきたい、継続したいと。だけど、どうも資金がネックになりそうだというのなら方針として区がそういうことにすれば基金を積みばいいのです。それが基金が積めないというのならもうやらないということだから。必要なら、基金がなくなりそうなら基金をウワツと1,000万、とりあえず年間1,000万ずつ5年間続けて5,000万にしましょう。それを活用しながら今の制度を維持していきましょうということだ。

政策としてはそういうふうなことをしてでもこれはやりたいということなのか、お金がなくなってしまうなら、この際やめてしまおうかという、そっちを優先するのか。

久塚座長 要するに今のままだとなくなっていくというのはわかった、これはもう仕方がないので、その現実の中でもやっぱりやり続けたいということであれば、そういうこと

で年限を短くするか、あるいは条件を変えずに三、四年後の事業見直しのときで分けて継続。その間に議論をすとか、あるいは薄く、徐々に基金のところを薄くしていくことを含めて。

ただ、そうはいつでも毎年基金から上限200万、区から100万というその100万の部分をどういうふうに触るかということになってきます。でも、やめるとか、やめないではなくて、形を変えて、役割を変えて継続ということが大事なのではないかなと私は思いますけれども。

衣川委員 この新たな支援制度に向けてというところに、この助成制度の動向、子ども未来基金の設置と地域協働事業助成、まちづくり活動支援助成の統合、予算と書いてあるのはその2,000万というのは、平成30年度のこれの説明でしょうか。

事務局 そうです。

衣川委員 これをもともと地区協議会が使っていた180万とまちづくり活動支援助成として使っていた30万を一緒にして特別出張所に200万ずつ。200万全部使い切らない場合も十分あるということですよ。だから、2,000万とってあるけれども、今までも180万も使っていなかった出張所もあったしという、これは何の資料だったのですか。180万と30万をくっつけたら210万なのだけでも、200万ずつに減って、ここも予算も縮小してこれをやりますけれども、ここはどうしますかということなのですか。

事務局 これはこういう助成金がありますという資料です。

久塚座長 ほかにもできているので、存在意義がなくなることの一つ。

こんなのがあるからうちはなくてもいいのではないですかとか、こっちのほうに役割が変わってもらったらとか、事実としてこういうのがどんだんいろんなところに出てきているわけです。やっぱりこういうことは珍しいことではなくて、地区のほうでいろいろやっています。そこも積極的にやっているみたいな位置づけがやっぱり必要なわけです、当事者たちも町会長さんも含めて。

そうすると変だけれども、お金がこれだけあったら、ここがこうやっていること以上のことを目指しましょうみたいな、当然いろいろ力学が働きます。そういうことの中で、全体で区とやっていることなのです。だからといって私たちがつくってきた基準のとおりやられるかという、先ほど課長さんが言われましたけれども、ここのハードルとは大分違う基準を別のものとしてつくっているだろうから。

そうするとここには確かにこういうのができたけれども、うちがねらっているものはまた違うところなので必要ですという議論も出てくるかもしれない。そういうのを並べたというか。

伊藤委員 出張所単位でやるというのは、そこでそこに金額を投下するということは、その単位の中で切り動けないわけだ、結局。公益という意味はなくなるわけ。

私たちのはどうするかというと、どこかやって、それを水平展開して新宿区に持っていくというような事業をもくろんでいるわけだ。だから、事業の性格としても違うことがあるから。だから、先ほどから出ているように必要、こういう事業、区を全体をまとまっていって事業というのは絶対必要だと。それは各地区ではできないから必要性があるというような理論の展開もできる。

久塚座長 そうです。正論なのだけれども、20年ぐらい前にやった議論です。町会がやるということとNPO、もうちょっとこう、大分議論したことで。

関口委員 私も前回出てきた協働事業提案制度との一本化というのはありかなとは思いつつ、金額的な粒がどこも大体10万、新しくできる先ほどおっしゃった統合されたものでも、これ多分1件10万ですから、上限。

正直言ったら10万でできることというのは非常に限られているので、イベントを1回やりますぐらいならできるようですけど、1年継続した事業というのはかなり難しいだろうと思うので、やっぱりおっしゃるように新宿区としての住み分けというか、役割分担は絶対必要だと思います。

なので、例えば協働事業と一本化して今の助成金だとマックス50万ですけど、それをもうちょっとオーダーを上げて100万、1年間一様に100万ぐらいにするとか、おっしゃったように委託から補助に切りかえるとかというやり方は十分にありだと思います。

その一方で、新宿区という区がNPOを大事にしているとか、NPOにフレンドリーな区だということを言うことも大事かなとは思っていて、これもつくっていただいたこの各区の比較表を見ても新宿区はかなり丸が多いではないですか、現時点でも。結構NPOに優しい区だということがわかると思うのですが、何がいいたいかということ、NPOも雇用を生んでいるし、収益事業をやっていれば税収も払っている。

つまりそういう面は忘れないでほしいのです、今回切りかえるに当たっても。地域で頑張っているNPOもあれば、国際的に頑張っているNPOもありますけれども、そこも新

宿区に事務所を置いているNPO法人として、少なくとも何か切られたなという印象がないように。

今回の変更を少なくとも前向きにとらえられるような形にしてあげたいとは思っています。

久塚座長 自由に議論していただきたいというのは大変ありがたいけれども、何を要請されたのかわからない中での議論というのは相当あれなので。お金が少なくなっていく中でこの委員会が今やっている事業を継続なら継続、やめるならやめる。いずれにしてもやり方というのを工夫していただけないかということのお伺いが来たという理解でいいのですか。

それで、条件としてこれだけ材料を出してもらっているのに、かなり補足の材料をいろいろ含めてこういうのがわかったらありがたいとか、私、一つ知りたいのは、先ほど言った統合されたところを管轄するのはどこになるの、2,000万のやつ？

地域コミュニティ課長 各出張所です。それを全体を通してするのは地域コミュニティ課です。

実務は各出張所のほうが当然募集から審査までやりますけれども。いわゆる審査基準とかそういう部分については、各所バラバラだと困るので、そういう部分の調整をしようと思っています。

久塚座長 こっちはこっちでいろいろ考えたら審査基準をどこまで、向こうのほうといかなければいけない部分を見たくなるのであまり見ないようにしておかないと、見てしまうといういろいろ言いたくなってしまう。

宇都木委員 いいですか、この子ども未来基金を設置をしましたというのがここに書いてありますけれども、これはつまり今までやってきたNPO支援だとか協働事業だとかというのでは物足りないから、新しくつくってしまいたい、こういうふうに考えていいのですか。

ここで言うと地域コミュニティの充実、安全安心なまちづくりの推進、その他地域課題の解決とみんな入ってしまう。今までやっていることの中に全部入っている。

地域コミュニティ課長 地域協働事業助成とまちづくり活動支援助成と二つの今補助制度があって、それが別々に動いている関係で類似した団体の類似した事業に補助が出ているということで、監査とか外部評価から整理が必要ではないかということはずっと言われていました。その二つの補助金を1本にして、対象事業は両方対象にしたものを含んでい

くということで、一本化している案を今地域に提案しているところです。

久塚座長 協働のやり方から見たときに、ああ、この事業というのは単に高齢者に何かをするというのが事業だと。それを通じて協働にどう展開するかというのが見えるかどうかを誘導していくということだし、ここである程度成長とか、変化したような団体が次のところに展開をしていくということを期待するということです。やっぱりそれを目指したと思うのですけれども。

でも、それはすごい理想論で、そんなになっていない。20年前から見ると相変わらずのNPOさん、やっぱりたくさんある。だから、ハードルが高くなっているからなかなか申請はしないかもしれない、そういう団体は。申請が減っているのは、結局はここが協働とは何ぞやみたいなものを求めていくこととの関係で減っているのだと思うのです。私はそう思っています。単に審査が厳しいのではなくて、審査の質的なことだと思うのです。

関口委員 このNPO法人のこの活動資金助成とひもづいているものとしては登録制度もあると思うのですが、ちなみにこの助成をなくすという選択をした場合、登録制度はどうなってしまうのかなというのは何か案があるのでしょうか。

事務局 基本的に登録することによって地域センターとか利用ができる関係もありまして、そこについてはうちとしては維持したいというふうな考えはあります。

ただ、今が基金条例を根拠にしている関係で、ちょっと基金条例というところがどうなるかによるのですけれども、もしそれがなくなったとしても登録団体が利用できるような仕組みというのは検討していきたいと思えますし、それについては維持すべきだと考えております。

久塚座長 宇都木さんがたびたび言っているみたいに、お金がなくなったのでやめますみたいな変化ではない変化の仕方をしたいですね。

宇都木委員 そうなればそれで当初のというか、最初にこういうことをやろうとした大もとの基本的な考え方は区民意識の改革だよ。市民参加によるまちづくりを進めていくために市民の意識の改革を図る活動としてそういう活動を優先的にやろうとしているところに助成金を出しましょうと。そういう事業をやろうとしているところに事業助成しましょう。そういう基本的な考えは崩したらまずいのではないの？

関口委員 組織助成をこの際始めるというのは一つありかなというか、画期的だなとは思。もちろん単価を下げてもらっても全然構わないので。

今の助成というのはほとんど事業助成です。それはもう別に日本の主流なのでそれはそ

れでしょうがないのですけれども、例えばまち共催に対するものとかというのは、いわゆる組織助成といわれていてやった分だけ精算みたいな。そうすると新宿区さんの場合はあまりないかもしれないのですが、組織の基盤を強化するためとか、あるいは組織の信頼性を上げるためとか、あるいはその組織としてもっと区民の方にボランティアで参加してもらうためとかというものに対して。

久塚座長 イメージはわかるけれども、そこの議論はちょっと置いておいて、手続的に何か変わってくることはあるの？

関口委員 事業助成的なものは例えば、もう協働事業提案として読み込むとして、この活動資金助成を衣がえして単価を下げた新宿区に根差している800個あるNPO法人プラス対象は広げていいとは思いますが、一般社団だって相当数あるので、そういったところで区民と一緒に新宿区のために働きたいとか、何かしたいという組織を育てるための助成として出すとか。

久塚座長 関口さんが言わんとするのは、もらった先がどういうことに使ってもいいけれども、こっちは審査する側が審査基準と行政のこれから先を見ていったときに、この団体は例えば新宿区だとか日本の姿を変えていく可能性で一生懸命やっているの、個別の事業という意味ではなくて、この団体は当面頑張っていたきたいというのを指定するということだよな？

だから、それが具体的になると、今度はそうはいつでもその団体を審査するときに役員の数なのか、それとも連続性なのか、やった効果なのかとなってくると、結局事業でという。

複数事業やっているところはあるわけじゃないですか。十の事業をやっていたとしても、今回申請はこの1個で受けていくと。そのときにこれはこっちのほうが目につくけれども、これもいいのではないとなったときに、申請されたものだけではなくて団体としてお金を出すということを考えてみたらどうですかということですよ？

宇都木委員 だから、そのいいことをやっているからその団体に応援しましょうというのは、何がいいことなのというのは結局事業評価につながるから、そこはやっぱりどうしたって見るときにはどういう事業をやっているの。それはだから何、これは世の中のためになっている団体は、この団体は何をやっているのとやっぱりそこになってしまう、最終的には。

久塚座長 両者が言っているのは、あまり私は違いはないとは思っているのだけれども、

手続の問題として自由な度合いというのは、関口さんは団体に出したほうがはるかに自由度が高まると思っている？

関口委員 やっぱり結局のところ先ほど来出ている課題別の、テーマ別の基金の充実というのは、それはそのとおりなのですが、結果としてこれがどれも事業助成で恐らく管理費を認めていないと思われるので、そこまで見たら甘いではないかという声もあるかもしれないですけども、だから結局その重複申請もするし、ほかのところから民間の助成金も申請していると思いますが、そういったことで何とかしのいでいるわけではないですか。

そういう時代背景がある中で、ではあえて今回せつかく見直しの機会だということなので、それだったら協働事業提案にせよ、活動資金助成にせよ、時代を日本の先頭となつてこういう制度を切り開いてきたわけなので、新宿区さんは。

だとしたら、今回恐らく行政でもそんな日本でもないであろう組織助成というのをやってみると。

久塚座長 今非常に難しい時期だと思う。この2,000万というか、180万プラス30万のあれが象徴しているように、先頭を走っているように見えるときと、ああ、打つ手がなくなってこっちへいったかというのと両方あるのだ。だから、その団体に事業でなくて、団体のところにやるという場合に、僕とか関口さんが新宿区で議論しているときには、そうやって自由度を増してフレキシブルにできることを応援しましょうと見える部分と、ついにそういう投げ渡しのほうにいったか、何でも使ってよと。

それで新宿区の場合はそうではないと思うのだ。新宿区、先頭を走っていて、まねし出したところがどうするかというと、ああ、うちでもやろうと行って、そんな団体はたくさんないから自由に使ってとこうやり始めた。すると、日本の将来の姿はやっぱり違う形になる可能性は秘めているわけだ。

だから、新宿区のここが持っている責任というのは、私は結構重たいなと。

だから、難しいよ。関口さんが理念的にいうと、縛りがきついのでこっちしてほしいというのは確かにそうなのだ。だけど、反対から見たらそれでやったというのがバアッと出るといのがあって、まじめに一生懸命やろうとしているところがマイナスになる。トータルに見たらどっちがプラスかわからないことだ。

伊藤委員 いいことをやっているところ、それから今言ったようにまじめにやっているところが結局決算的に黒になるとは限っていないでしょう。みんなその役員が金出したりなんかしている。そういういいことをやっている、そういうところに金出すと赤字補て

んしているねとなってくると変な形になるよね。

だから、そこが問題だ。何とかして立て直そうと、これはNPO法人だから。そこが企業としての努力しなければいけないところ。そこが今関口さんが言ったように欲しいけれども難しい。すると、今度はいろいろな何か助成金、国や何かあるじゃない。ああいうのもそうなのだ。ボーナス出す、それから何を改善したら出すと言っても一時的なのだ。それが今度は足かせになってしまうのだ。来年もやらなければいけない、もう国から来ないとか。

久塚座長 どういうお金の回し方をするかというときに、こういうのはちょうど10年に1回の大きい計画の時期のときに試されるので、それは一生懸命やっているところは減らされたと思うけれども、規制緩和でもらえるところはやってみたいなものかもしれない。

宇都木委員 一生懸命やっているところは、助成金もいっぱい集めているところは積極的にセールスしていますよ、すごいセールスしている、どこでも。

だから、それだけ自分たちが自信を持って活動しているかどうか。

久塚座長 総論に火がついているので、提案制度を含めて協働事業という議論に多分なると思いますけれども。だから、1カ月後にはまたきょうの話と違ったところから皆さん発言されるかもしれないので、出してほしい資料とかありましたら事務局に連絡をしてください。

宇都木委員 少し論点整理して議論しましょう、もう1回。

事務局 では、資料6のほうです、ちょっと時間がありませんでしたのでお目を通しておいていただけると助かります。24日の議論に向けてのことが書いてあります。検討の手法と検討の流れについて上げさせていただいています。

久塚座長 では、終わります。

事務局 ありがとうございます。

— 了 —